

東北町畜産・酪農経営基盤確保対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 長期化する飼料や生産資材価格の高騰が畜産・酪農家の経営を圧迫している。

また、これに加えて今夏の記録的な猛暑の影響で家畜の熱中症や熱中症を発端とした別の疾病により死亡頭数が増加している他、体力低下や乳房炎の発症により、乳量の減少や乳質の低下も招いている。更には、猛暑の影響は人工授精や受精卵移植の実績の低迷も招いており、当該実績の低迷は畜産・酪農家の次年度以降の収入や経営計画に直結する重大な問題であることから、人工授精や受精卵移植の実績の向上に向けた畜産・酪農家への支援が急務となっている。

このため、こうした影響を克服し、畜産・酪農家の収入や経営の安定化を図るため、令和5年度予算の範囲内において、当該支援の対象者に対し、東北町畜産・酪農経営基盤確保対策事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、東北町補助金等交付規則(平成17年東北町規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たす個人又は法人とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づき令和5年に定期報告書を上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所に提出している者
- (3) 町に納税義務のある町税等を滞納していない者

(補助対象経費等)

第3条 補助金の対象となる経費、補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、東北町畜産・酪農経営基盤確保対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなけれ

ばならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の対象となる経費の見積書又は供給日が分かる書類
- (2) 同意書（別紙）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第5条 前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 前項において決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件事項を記載した東北町畜産・酪農経営基盤確保対策事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第6条 町長は補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 補助事業について、事業費の増額が生じた場合においては、東北町畜産・酪農経営基盤確保対策事業費補助金交付決定変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）を町長に提出してその承認を受けること。
- (2) 事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 事業を中止し取下げする場合においては、東北町畜産・酪農経営基盤確保対策事業費補助金交付決定変更（取下げ）承認申請書を町長に提出しその承認を受けること。
- (4) その他、町長が特に必要と認める事項

（補助金の交付決定の変更及び取下げ）

第7条 町長は補助金の交付決定後に前条で定める東北町畜産・酪農経営基盤確保対策事業費補助金交付決定変更（取下げ）承認申請書の提出があった場合には、第5条第1項の規定に準じて審査、決定を行うものとする。

- 2 前項において決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに前条に基づき条件を付した場合には、その条件事項を記載した東北町畜産・酪農経営基盤確保対策事業費補助金交付決定変更（取下げ）承認通知書（様式第4号）により補助金の申請者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第8条 補助金の交付は、第9条で定める実績報告書の提出後とする。

2 前項の交付は、東北町畜産・酪農経営基盤確保対策事業費補助金請求書（様式第5号）の提出により行うものとする。

（実績報告）

第9条 規則第10条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日（補助事業の取下げの承認を受けた場合は、その日）から遅滞なく又は補助金の交付に係る年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに東北町畜産・酪農経営基盤確保対策事業費補助金事業完了実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （1） 補助金の対象となる経費の支払が完了したことが分かる書類
- （2） その他町長が必要と認める書類

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別 表（第3条関係）

補助金の対象となる経費	令和5年8月1日から令和6年3月15日までに供給され、支払いを行った乳用牛精液・肉用牛精液又は受精卵の代金
補助金の額	補助金の対象となる経費の2分の1以内（上限50万円） ※種付け技術手数料を除いた額とする。 ※消費税及び地方消費税の額を除いた額とする。